

第54号議案

蒲郡市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

蒲郡市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和元年12月5日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

## 蒲郡市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

蒲郡市固定資産評価審査委員会条例（昭和38年蒲郡市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項」に改める。

### 附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。